

<研修会考察>

開催日：2012年11月8日

題目：国際技術標準と弁理士

講師：三菱電機株式会社 役員理事 知的財産渉外部長・弁理士 加藤 恒 氏

考察：

国際技術標準といえば、VHSやブルーレイやソニーのFelicaを連想しますが、これと弁理士業務との関連についてあまり検討したことがなかったので、よい機会と思い、「国際技術標準と弁理士」というテーマの研修に参加してきました。

WTO/TBT協定において、「加盟国は、強制規格、任意規格（標準）、適合性評価手続を必要とする場合において、関連する国際規格をその基礎として用いなければならない」と規定されており、国際技術標準を基礎として加盟国での国内技術標準が作成されます。この点が国際技術標準の優位性の源泉です。

自社の技術を国際技術標準化したい場合、国際標準化機関に対し、技術標準に関連する特許権についての許諾方針とライセンス条件を宣言します。従来、技術標準に使用する特許のライセンス条件は「ロイヤリティ無償」が当たり前でしたが、現在は、「RAND許諾」（ランド:あらかじめ設定したロイヤリティ料率であれば差別なく使用許諾すること）が殆どこのことです。もちろん、予め料率を定めず、かつ、許諾しない可能性を留保することも可能です。最も重要な特許権を持っている場合は、このように自社に有利な形にすることもできます。

国際標準に対して支払われたロイヤリティの配分は、国際技術標準を構成する必須特許の提供数によって割合が決められることから、提供する必須特許の数が多いほどロイヤリティ収入が見込めます。その一方で、上述のように必須特許はRAND許諾が求められ、差別なく使用許諾する必要があることから、必須特許に近く、商品化に際して必ず使用せざるを得ないような「周辺特許」が、他社を阻んで自社の競争優位を確立する上で重要になってきます。

したがって、どの技術を必須特許として国際技術標準化し、どの技術を周辺特許とするかの判断が非常に重要になってきます。このような判断を行うために必要な情報（特許の有効性や技術的範囲の線引き等）を提供するシーンで弁理士の能力を活かすことができると思いました。

なお、余談ですが、ブルーレイは、"Blue-ray"ではなく、"Blu-ray"と綴ります。これは、"Blue-ray"とした場合、英語圏において「青色光（で読み取る）ディスク」を意味する一般名詞と解釈されて商標としての登録が認められない可能性があるためだそうです(TDK ホームページより)。